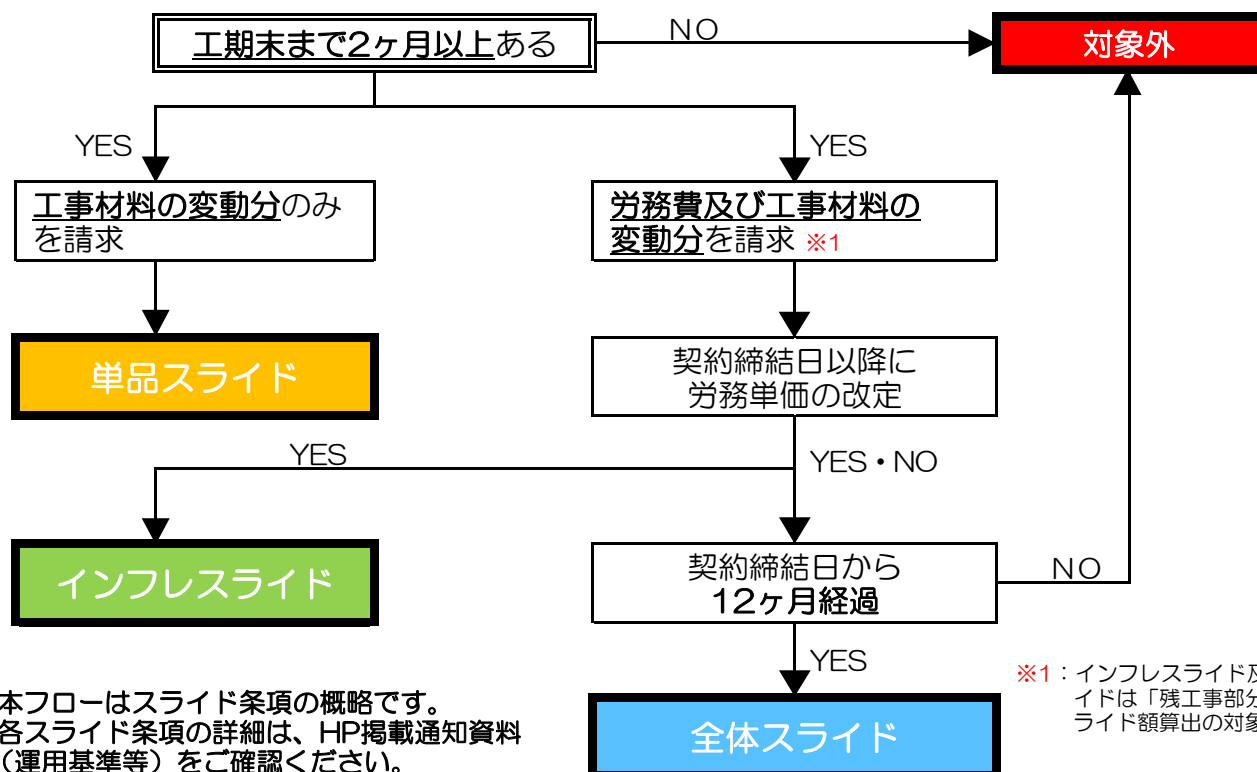


資材価格等の高騰に伴う スライド条項の適用について

工事の契約締結後に賃金水準または物価水準が変動し、その変動額が一定割合を超えた場合、建設工事請負契約書第25条(スライド条項)に基づき、請負代金額の変更を請求することができます。

項 目		全体スライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第1項から第4項〕	単品スライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第5項〕	インフレスライド 〔建設工事請負契約約款 第25条第6項〕
制度の概要		工期が1年以上の大規模工事を対象とした、比較的緩やかな価格水準の変動に対応する中間修正的な措置	特定の材料価格の急激な変動に対応する精算的な措置	急激な価格水準の変動に対応する、主に労務単価の改定を反映させるための中間修正的な措置
適用工事		工期が12ヶ月を超える工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 ただし、基準日以降、残工期が2ヶ月以上ある工事
請負額変更	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過した基準日以降の残工事に量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	契約日以降に労務単価の改定がなされた日以降の基準日以降の残工事に量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0%	残工事費の1.0%
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来形部分を除いた工期内全ての資材を対象に、精算変更契約後にスライド額を算出するため、再スライドの必要がない)	可能 (本運用に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

スライド条項の適用判断フロー



※ 本フローはスライド条項の概略です。各スライド条項の詳細は、HP掲載通知資料(運用基準等)をご確認ください。

単品スライド

○工事材料の品目類毎(鋼材類、燃料油等)の変動額がそれぞれ対象工事額の1.0%を超える場合に請求可能です。

○基本的に実勢単価と実際の購入単価の安い方で算出します。
（購入額や購入時期を証明する書類（納品書や請求書など）の提出が必要です）
※購入単価の方が高くても妥当性が確認できればその単価を採用

○単品スライドでは、資材価格の変動分のみがスライドの対象となります。（※ 間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の変更は行いません。）

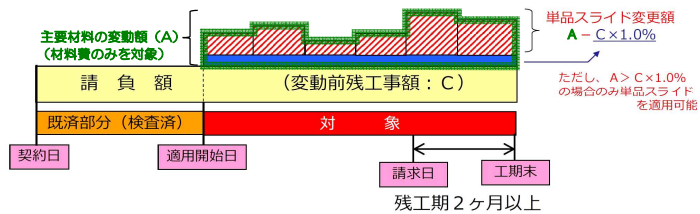
単品スライドの対象	対象外
変動額が対象工事費の1.0%を超える特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	・部分払いを行った出来形部分※2 ・部分引き渡しを行った部分

※2：出来形確認請求の際に、当該部分を単品スライドの適用対象とすることについて請求し、発注者から了承を得られた場合は対象とすることができます。

※ 単品スライド条項の運用(2022年8月31日 廿日市市HP更新掲載)参照

単品スライド額(下図の赤斜線部)

$$= \text{主要材料の変動額(A)} - \text{変動前残工事額(C)} \times 1.0\%$$



全体スライド

○契約締結から12ヶ月が経過し、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事費の1.5%を超える場合に請求可能です。

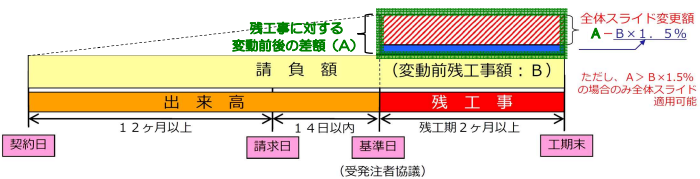
○対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

インフライト の対象	対象外
・基準日※4以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事材料	・基準日時時点で施工済みの部分 ・基準日時時点で現場搬入済みの工事材料

※4：基準日は受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

※ インフレスライド条項の運用(2023年12月15日 廿日市市HP更新掲載)参照

全体スライド額(下図の赤斜線部)
 = 残工事に対する変動前後の差額(A)
 - 変動前残工事額(B)×1.5%



ちょうどいい、みつけた。



インフレスライド

○契約日以降に労務単価の改定があり、かつ労務費と工事材料の変動額が対象工事額1.0%を超える場合に請求可能です。

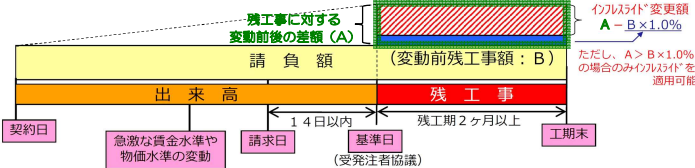
○対象工事額（残工事額）算出のために、発注者が出来高数量の確認を行いますので、基準日における出来高数量の提出が必要です。

インフラライド の対象	対象外
・基準日※3以降に施工する部分 ・基準日以降に購入する工事 材料	・基準日時点で施工済みの部分 ・基準日時点で現場搬入済みの工事材料

※3：基準日は受注者がスライド協議を請求した日を基本とします。

※ インフレスライド条項の運用(2023年12月15日 廿日市市HP更新掲載) 参照

インフレスライド額(下図の赤斜線部)
 =残工事に対する変動前後の差額(A)
 ー変動前残工事額(B)×1.0%



《参考》スライド条項の併用

それぞれのスライド条項は併用も可能とされています。
以下にインフレスライドと単品スライドを併用した場合の運用
を示します。

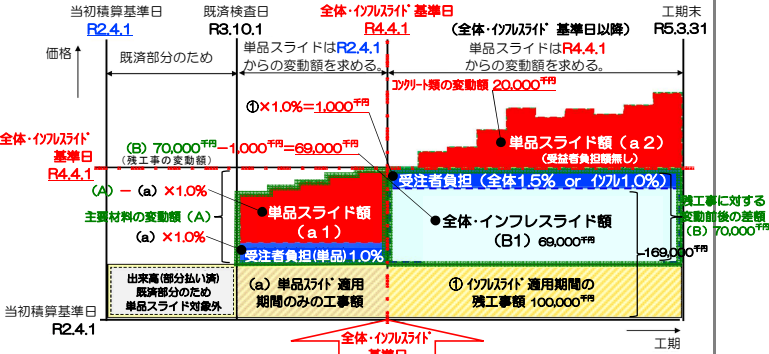
全体もしくははインフラライド[®]と単品ライド[®]を併用する場合

■全体もしくは「**イナルライド**」と「**単品ライド**」を併用する期間の取扱い

①**単品ライド**の変動前の単価は、**全体・イナルライド**の適用日の単価とする。

②**単品ライド**の受注者負担はなし。（**イナルライド**の受注者負担のみ発生）

■単品スライドは、変動額が対象工事費（インフライト*のスライド額を含む）の1.0%以上変動している場合に適用可能。



■単品スライドの適用に先立ち、全体もしくはインフレスライドを適用する
前提条件) インフレスライドを適用 残工事費:100,000,000円

又は平均負担額(仮中買入) (1ヶ月相当) (100,000円)					
品目	各材料	①価格変動後の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	2,000.00	5,000.00	3,000.00	
	ガソリン	1,000.00	3,000.00	2,000.00	
コンクリート類	重油	30,000.00	45,000.00	15,000.00	
	プレキャスト型擁壁	20,000.00	35,000.00	15,000.00	
	労務費等	10,000.00	15,000.00	5,000.00	
	間接費	37,000.00	67,000.00	30,000.00	
	合計	100,000.00	170,000.00	70,000.00	○

➤ インフレスライド額(B1)は、69,000,000円 (= 70,000,000 - 1,000,000)
残工事量の変動額 受注者負担額

■全体もしくはインフレスライド適用後、単品スライドを適用する

単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体もしくはインフレスライド条項のスライド額を含む。

(前提条件) 対象工事費: 169,000,000円
受注者負担額(対象工事費の1%相当) 1,690,000円

単品スライドの変動前金額は、全体もしくはインプレスライドの基準日の単価を用いる。

品目	各材料	①価格変動前の金額	②価格変動後の金額	変動額(②-①)	対象の判定
燃料油類	軽油	5,000,000	6,000,000	1,000,000	X
	ガソリン	3,000,000	3,500,000	500,000	
	合計	8,000,000	9,500,000	1,500,000	
コンクリート類	生コン	45,000,000	60,000,000	15,000,000	○
	プレキャストL型壁盤	35,000,000	40,000,000	5,000,000	
	合計	80,000,000	100,000,000	20,000,000	
労務費等	15,000,000			対象外	
間接費	67,000,000			対象外	

全体もしくはインプレスライドと単品スライドの併用を行う場合は、単品スライド分の受注者負担額は考慮しない。

➤ 単品スライド額(a2)は、**20,000,000円** (= 20,000,000 - ~~1,696,000~~)
 ∴ 単品スライド額 = a1 + a2
 (20,000,000円)

コンクリート類の変動額
 受注者負担額